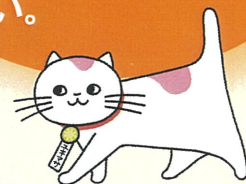




住まいの相続・終活セミナー & 個別無料相談会

予約制ではありません。直接ご来場ください。



2026年 11月28日(土) 10時

(9時45分受付開始)

対象者 空き家所有者・予定者等
相続・終活の空き家問題について関心ある方

会場

文京シビックセンター
5階区民会議室 B・C



タイムテーブル

《セミナー》定員40名 **会議室C**
10:00~11:15

セミナー&ミニパネルディスカッション

◎『住まいの相続・終活セミナー』

「遺言書の作成とは」「相続の手続きとは」を
事例をもとに考えましょう！

- ①実家を所有する母に遺言書を残して欲しいが...
- ②祖父から子や孫への相続手続きはどうするの？

◎ミニパネルディスカッション

会場からの質問もお受けします。

- ①売却が難しい不動産とは？
(接道要件、条例や都市計画等による変更)
- ②遺言、相続に関する質疑応答

- ・「後楽園駅」東京メトロ丸ノ内線／4a・5番出口 徒歩1分
東京メトロ南北線／5番出口 徒歩1分
- ・「春日駅」都営三田線・大江戸線／
文京シビックセンター連絡口 徒歩1分
- ・「水道橋駅」JR中央・総武線／東口 徒歩9分
- ・都営バス「春日駅前(文京シビックセンター前)」徒歩1分
- ・B-ぐる「文京シビックセンター(春日駅前)」徒歩1分

※講師等は、東京都行政書士会 空家対策特別委員会委員

《個別無料相談会》20組(30分/組) **会議室B**
11:20 ~ 12:20

“空き家問題”

住まいの相続・終活についての個別無料相談会

お問い合わせ

東京都行政書士会 03-3477-2881

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/> 9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土・日・祝日除く)

《共催》

東京都行政書士会 文京支部
東京都行政書士会 空家対策特別委員会
文京区

東京都行政書士会文京支部

行政書士は、行政書士法に基づく**国家資格者**です。

他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する許認可等の申請書類の作成やその提出手続代理、遺言書などの権利義務に関する書類の作成、事実証明及び契約書の作成などを行う専門家です。

相談窓口

東京都行政書士会文京支部

03-4500-7832

平日 10時～18時

(日曜・祝・祭日 除く)

我々行政書士は皆様にとって一番身近な法務コンサルタントでありたいと思っております。

日々の暮らしの中で何かお困りごとがございましたら、些細なことでも気軽にご相談下さい。

暮らしに役立つ相談

身近な人が亡くなった！
どのような手続きが必要なの？

土地や建物、金銭の貸し借りを
するとき、何をしておけば
いいの？

外国人と結婚する時や、外国
人である配偶者が日本国籍を
取得する場合、どうすればいいの？

強引な訪問販売などで、欲し
くない商品を買わされた！
どうすればいいの？

ビジネスに役立つ相談

建設工事を請け負う中で、
親会社から『許可』が必要
だと言われた。
許可って一体何のこと？

会社を作って、新しいビジ
ネスを始めたい！
でもどうすれば？

自分が創作したものを保護す
るには、どうしたらいいの？

優秀な外国人を雇いたい！
でも何か特別な手続って
必要？

東京都行政書士会 空家問題サポートセンター (空家対策特別委員会)

東京都行政書士会は、「空き家の利用・活用」に関する相談をお受けしております。

空き家に関する困りごとは、お気軽にご相談ください。

また、セミナー等も随時開催しておりますので、ぜひご参加ください。

相談窓口

東京都行政書士会市民相談センター

03-5489-2411

13:00～16:30

(土日祝祭日・年末年始等除く)

※東京都行政書士会は、平成30年度・平成31年度・令和2年度・令和4年度・令和5年度の「東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の選定事業者です。まずは東京都行政書士会市民相談センターまでお電話ください。

次のような相談にお答えいたします

一人暮らしで持ち家を相続する人がいない。
どこかに寄付できないか？

高齢の親が認知症で施設入居することになった。
空き家になりそうな実家など財産管理はどうしよう？

親が亡くなったあと不動産の名義が親のままになっているが、どうしよう？

親の家を相続することになったが、
住む予定はない。
何か活用できないか？

空き家を活用して民泊やカフェを
したいが開業の届けはどうする
の？

空き家をリフォームして賃貸したいけど、
費用が高額になりそうだからどうしよう？

上記内容は、行政書士が行っている業務のほんの一例です。

これら以外にも、様々な書類作成や手続を行っておりますので、何かご不明な点がございましたら、お気軽に支部事務局までお問い合わせ下さい。